

丸亀市共同募金委員会助成基準

丸亀市共同募金委員会（以下「委員会」という。）の共同募金の助成事業は、助成実施要綱に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

地域福祉活動支援事業

1 目的

地域福祉を目的として、丸亀市内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体・NPO等の活動事業に助成を行う。

2 助成対象団体要件

- (1) 丸亀市内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体・NPO等の法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること
- (2) 地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- (3) コミュニティや地域組織との連携が積極的に図れていること
- (4) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- (5) 活動目的が明確となる規則・会則等を有すること
- (6) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- (7) 会員のうち過半数が丸亀市民であること
- (8) 介護保険法による施設以外であること
- (9) 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

3 助成対象の欠格要件

- (1) 委員会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

4 助成対象事業

地域福祉の推進に寄与する事業

5 助成対象としない事業及び経費

- (1) 交流会等の飲食経費及び会員の互助事業
- (2) 団体運営に係る経費（不動産の購入・人件費・家賃・通信費・光熱水費等）
- (3) 第三者に助成又は委託する事業
- (4) 営利又は営利を目的とみなされる事業
- (5) 地域福祉活動に含まれない事業

(6) 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業

6 助成率

対象事業費の10分の9以内

7 助成限度額

一事業につき30万円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。

8 助成制限

一団体一事業とし、同一事業に対する継続助成は、原則として5年とする。

同一年度に共同募金より重複しての助成は行わない。

ただし、特別な理由のため上記基準に抛りがたい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、会長が審査委員会の議を経て認めた場合はこの限りでない。